

建設業者等の指名停止について

令和 7 年 9 月 17 日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止等措置業者

新明和工業株式会社（兵庫県宝塚市新明和町 1－1）

2 指名停止等期間

令和 7 年 9 月 17 日から令和 7 年 12 月 16 日まで（3 か月間）

3 指名停止等の理由

機械式駐車装置設置工事に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 24 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第 2 条第 1 項（別表第 2、第 3 号）に該当するため。